

2025 年度税制改正大綱 資産税関連の主な改正点

January 2025

In brief

2024 年 12 月 27 日、政府において令和 7 年度の税制改正大綱(以下、「2025 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。今後、本大綱に基づく税制改正法案が通常国会での審議を経て、2025 年度税制改正の内容が確定することになります。

本ニュースレターでは、2025 年度税制改正大綱における改正内容のうち、企業オーナー及び富裕層に関連する主な改正点について解説します。なお、今後の審議等の状況によっては内容に変更の可能性がある点をご留意ください。

In detail

1. 事業承継税制の役員就任要件(法人版)・事業従事要件(個人版)の見直し

法人版事業承継税制における役員就任要件について、贈与の日まで継続して 3 年間承継会社の役員等であることが要件とされていましたが、贈与の直前において承継会社の役員等であることに緩和されました。

項目	現行	改正案
役員就任要件	贈与の日まで 3 年以上継続して役員等であること	贈与の直前において役員等であること

役員の 3 年就任要件が緩和されたことにより、2024 年 12 月 31 日まで(特例措置の適用期限である 2027 年 12 月 31 日の 3 年前)に後継者が役員に就任していない法人も特例措置の適用を受ける余地が生まれ、既に後継者の役員就任から 3 年経過を待っていた法人については株式承継を早く実行できる可能性があります。

なお、法人版事業承継税制の特例措置の適用期限については、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与、相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、2027 年 12 月 31 日までで変わらず、今後とも特例措置について延長されない点について、2024 年度税制改正大綱に続いて 2025 年度税制改正大綱においても改めて明記されています。

また、個人版事業承継税制の事業従事要件についても、贈与の日まで継続して 3 年間特定事業用資産に係る事業に従事していることが要件とされていましたが、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していることに緩和されました。

本改正は 2025 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が 2 年間延長されます(2027 年 3 月 31 日まで)。

3. 外国会社合算税制(CFC 税制)

外国関係会社に係る所得の合算時期が、外国関係会社の事業年度末の翌日から4月(現行2月)を含む事業年度に変更されます。また、申告書に添付等が必要とされている書類について、一部除外されます。

この改正は、内国法人の2025年4月1日以後開始事業年度にかかる外国関係会社の課税対象金額等(外国関係会社の2025年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る)について適用されます。

なお、居住者に係る外国子会社合算税制についても、同様の見直しを行うものとされています(適用開始年は2025年度税制改正大綱に明記なし)。

個人所得税において影響がある場面としては、例えば、9月30日が事業年度末の外国関係会社の課税対象金額等がある場合には、改正前はその年の所得税の合算の対象となりますが、改正後は翌年の所得税の合算の対象になります。外国法人は12月決算であることが多く、個人の暦年の末と同様であるため、所得税においては、改正の影響を受ける対象者はあまり多くないことが想定されます。

The takeaway

2025年度税制改正大綱において、企業オーナー及び富裕層に関連する改正点はあまり多くなかったといえます。

実務家においては、2024年11月に会計検査院から取引相場のない株式(非上場株式)について評価の見直しの検討が指摘¹された影響が税制改正大綱に織り込まれるか注目を集めていましたが、結果として非上場株式の評価の見直しは2025年度の税制改正大綱への反映や示唆はありませんでした。本見直しについては、継続して改正に向けた検討が行われることも想定されることから、引き続き今後の動向を注視する必要があると考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi Oneタワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
望月 文太

パートナー
深田 かおり

パートナー
林 雄高

パートナー
山内 良

パートナー
佐々木 真美

パートナー
塩谷 洋子

ディレクター
平岡 祐樹

ディレクター
飯島 哉文

ディレクター
前田 恭佑

¹ 簡略版

出所: 会計検査院「令和5年度決算検査報告の特徴的な案件」より「13 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価」参照

詳細版

出所: 会計検査院「令和5年度決算検査報告の概要」より「一括ダウンロード」p580「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について」参照

資産税ニュース

ディレクター
田中 宏樹

ディレクター
森田 幸司

ディレクター
梅澤 義朗

シニアマネージャー
齋藤 大志

シニアマネージャー
西尾 結

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.